

## 規制の事前評価書

政策の名称	保険会社による信託契約と投資顧問契約等の締結の代理等を認める(信託契約の締結の代理等の解禁、投資顧問契約等の締結の代理等の解禁)	
担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室 電話番号: 03-3506-6000(内線 3569) e-mail: RIA@fsa.go.jp	
評価実施時期	平成19年12月26日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(現状・問題点)  現状、保険会社の業務の範囲については、保険業法等において、(1)固有業務(保険の引受け)、(2)付随業務(固有業務に付随する業務)、(3)法定他業(固有業務に付随するものではないが、保険会社が行うことが適切であると認められる業務)とに区分されており、また、(2)及び(3)については、(1)の事業との間のリスク遮断や利益相反の防止等の観点から、保険会社本体が行うことのできる業務が具体的に規定されている。</p> <p>(1)保険会社による信託サービスの提供について  保険会社本体に係る信託業務の実施については、信託ニーズの高まり等を背景とした信託業の担い手の拡大を踏まえ、平成16年に保険会社の子会社による信託サービスの提供が可能となった。保険会社の企業年金関連業務は信託業務との関連性や親近性を有していると言えるが、現状、保険会社本体は、信託契約の締結の代理・代行などの方法によって信託サービスを提供することはできない。</p> <p>(2)保険会社による投資顧問契約等に係るサービスの提供について  投資顧問契約又は投資一任契約の代理・代行については、投資顧問業法上、第三者による投資顧問契約等の勧誘行為の代理・代行はできないと解されてきた。これは、投資顧問契約等は、投資信託等の金融商品の販売と異なり、投資顧問業者と契約をしようとする者が個別に契約者の投資意向等を確認し、その契約者のために投資助言又は資産運用を行う契約を締結するものである(いわばオーダーメイド型の資産運用契約)ことを踏まえ、第三者が投資顧問契約等の勧誘行為の代理・代行は認めべきではないと考えられたためである。このため、現状、保険会社本体による投資顧問契約等に関する業務については、書面や報告書の授受の代行に限られている。  一方、金融商品や金融取引の形態・取引主体の多様化の中で、前記の投資顧問業法が廃止され、金融商品取引法(平成19年9月30日施行)において投資顧問業者は規制されることとなり、保険会社等金融機関は、登録を受けることにより、「投資助言・代理業」を行うことができることとなった。この金融商品取引法の施行を踏まえ、銀行等についてはその付随業務として、「代理業」である投資顧問契約等の締結の代理又は媒介が追加されている。</p> <p>(規制の変更の必要性)  今般、信託・投資顧問契約等に係るサービスの提供チャネルの拡大、利用者利便の向上を図るため、保険業法施行規則の一部を改正し、保険会社の付随業務に①信託契約の締結の代理・代行、及び②投資顧問契約等の締結の代理・代行の業務を追加するよう、規制の変更を行う。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	保険業法施行規則第51条(保険会社本体が行うことのできる業務の代理又は事務の代行の内容を定める規定)
想定される代替案	保険会社における付随業務として、信託契約、投資顧問契約等の締結を自ら行うこと。	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託代理の認可</li> <li>金融商品取引業者(投資助言・代理業)の登録</li> <li>適切な代理業務を行うための態勢整備(内部管理態勢、研修態勢の整備を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託の認可</li> <li>金融商品取引業者(投資助言・代理業)の登録</li> <li>適切な信託・投資顧問業務を行うための態勢整備(内部管理態勢、研修態勢の整備を含む)</li> </ul>
(行政費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託代理の認可に対する受付・審査業務</li> <li>金融商品取引業者(投資助言・代理)の登録に関する受付業務</li> <li>検査・監督業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託の認可に対する受付・審査業務</li> <li>金融商品取引業者(投資助言・代理)の登録に対する受付業務</li> <li>検査・監督業務</li> </ul>
(その他の社会的費用)	—	保険会社自らが信託業務・投資顧問契約等を締結し、これらの業務を行なった場合、保険業法が他業を禁止している趣旨に鑑み、保険契約者等に不測の損害を及ぼす可能性がある。

規制の便益	便益の要素	代替案
	<p>金融サービス利用者の信託・投資顧問サービスに対するアクセスが拡大し、金融サービス利用者の利便性向上に資する。</p>	<p>金融サービス利用者の信託・投資顧問サービスに対するアクセスが拡大し、金融サービス利用者の利便性向上に資する。</p>
	<p>保険会社の多様な販売チャネルが効率的に活用される。</p>	<p>保険会社の多様な販売チャネルが効率的に活用される。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>○保険会社の信託業務の代理等について            保険会社が信託業務を行う代替案は、保険業法が他業を禁止している趣旨に鑑みると、保険会社の業務の健全性が損なわれ、当該保険会社の保険契約者等に不測の損害を及ぼす可能性がある。            一方、保険会社が信託業務を締結する業務の代理又は事務の代行を行う場合には、このような損失発生の可能性は限定的である。したがって、当該代替案については、今後の保険会社の子会社による信託業務又は保険会社による信託業務の代理又は事務の代行の実施状況を確認の上、保険契約者保護等の観点から更に検討されるべきであり、今般は、本改正案を選択することが適当である。</p> <p>○投資顧問契約等の締結の代理等について            投資顧問契約等の締結業務を行う代替案は、利益相反による弊害が生じるなど、当該保険会社の保険契約者等に不測の損害を及ぼす可能性がある。            この点については、金融審議会金融分科会第二部会「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」(平成19年12月18日)において、投資助言業務は利益相反の防止等に留意しつつ銀行・保険会社本体の業務として位置付けることが適当であるとの報告があったところ。このため、銀行・保険会社本体の業務として投資助言業務を実施するには、利益相反の防止等に関する法制的検討を要することから、今般は、利益相反による弊害のおそれのない本改正案を選択することが適当である。</p>	
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>○金融審議会金融分科会第二部会「信託業のあり方に関する中間報告書」(平成15年7月28日)            信託業の担い手に対し信託契約の取次ぎのみを行う者について、その範囲を幅広く認めることは、信託サービスの提供チャネルを拡大し、利用者のアクセスを向上させることに資すると考えられる。したがって、信託契約の取次ぎのみを行う者については、信託業の担い手の業務の健全性や受益者保護の観点から問題がないかどうか検討の上、信託契約の取次ぎのみを行う者の範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適切と考えられる。</p> <p>○規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申(平成17年12月21日)  <b>保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁【平成17年度検討・18年度結論】</b>            生命保険会社における業務は、企業年金関連業務、遺族保障関連業務等において、信託業務との関連性・親近性を有しており、保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行を認めることについて、既に信託兼営法に基づいて信託業務の代理等が認められていた銀行等との比較においても、問題は少ないものと考えられる。しかるに、主要な金融機関の中で、保険会社のみが信託業務の代理等を行うことが認められていない。既に、信託業法が改正され、信託サービスの利用者の窓口拡大を図るべく信託契約代理店制度が整備されたことにより、信託契約の代理又は媒介が広く認められている。したがって、保険会社の付随業務として「信託業務の代理又は事務代行」を加えることについて、当該業務の担い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ、検討し結論を得るべきである。</p> <p>○規制改革推進のための第1次答申(平成19年5月30日)  <b>保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘【平成19年度措置】</b>            企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効であると考えられる。現在、保険会社は投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行える事としても、保険会社の業務範囲規制の観点から問題ない可能性もある。また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業務との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。            したがって、保険会社の投資顧問契約等の締結の代理・媒介については、保険会社が当該業務を新たに行うにあたり十分な態勢を構築することができるかどうかを確認したうえで、19年度中に認めるべきである。</p> <p>○金融審議会金融分科会第二部会「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」(平成19年12月18日)            投資助言・代理業は、金融商品取引法において登録金融機関の行うことができる業務と位置付けられているところであるが、銀行法及び保険業法においては、銀行・保険会社本体の業務として位置付けられていない。            これらは、顧客の多様な資産運用ニーズに対応するフィービジネスとして、利益相反の防止等に留意しつつ、銀行・保険会社本体の業務として位置付けることが適当である。</p>	
<p>レビューを行う時期又は条件</p>		
<p>備考</p>		